

令和 7 年 6 月 9 日

茨木市長 福岡洋一 様

名 称 マイ観光株式会社

代表者 代表取締役 正井 宏治

所在地 大阪府茨木市高浜町 2 番 36 号

大規模小売店舗届出書に対する要望書について、下記のとおり回答します。

記

大規模小売店舗の名称: (仮称) ガリバー茨木店

協議・調整事項	回答
<危機管理課> - 安威川等洪水浸水想定区域内に位置するため、大雨、洪水に備えて従業員や来店客の避難誘導、浸水防止・軽減に関する措置等を検討されたい。 <環境政策課> - 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別し、事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は茨木市の一般廃棄物収集運搬許可業者と、産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する場合は大阪府が許可する産業廃棄物収集運搬業者・処分業者と、それぞれ契約し適正に処理すること。 - リサイクル可能な資源物(紙・プラスチック類等)の分別を習慣的に行い、ごみの発生抑制及び再資源化に努めること。 <環境保全課> - 事業活動(工事中を含む)により発生する騒音その他の公害についても周辺環境への影響を少なくするため、排出規制がされているので留意すること。 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第85条、同条例施行規則第54条 全ての工場・事業場に係る敷地境界における騒音の規制基準(L05) 第三種地域: 準工業地域、朝・夕 60dB、昼間 65dB、夜間 55dB 注) 朝: 6:00~8:00 夕: 18:00~21:00 昼間: 8:00~18:00 夜間: 21:00~6:00 - 当建築物に設置される空調機等は、大阪府生	<危機管理課> - 大雨、洪水等の災害に備えて従業員や来店客の避難誘導、浸水防止・軽減に関する措置等を行います。 <環境政策課> - 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別し、事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は茨木市の一般廃棄物収集運搬許可業者と、産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する場合は大阪府が許可する産業廃棄物収集運搬業者・処分業者と、それぞれ契約し適正に処理します。 - リサイクル可能な資源物の分別を習慣的に行い、ごみの発生抑制及び再資源化に努めます。 <環境保全課> - 事業活動(工事中を含む)により発生する騒音その他の公害について、周辺環境への影響を少なくするため、排出について留意します。 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第85条、同条例施行規則第54条を遵守します。 - 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基



活環境の保全等に関する条例に基づく届出が行われており、使用者、施設名称等の変更による届出が必要と考えられるため、環境政策課と協議されたい。また、新たに設置される施設・機械類(空調機・送風機・洗車機等を含む)が公害関係法令、大阪府生活環境の保全等に関する条例に該当する場合は、事前に届出が必要なので、環境政策課と十分協議を行うこと。

- ・ 来客車両、商品搬入車両及び荷さばき等による騒音、作業場やゴミ置き場から発生する臭気が周辺環境に影響を及ぼさないように配慮すること。
- ・ 大阪府条例によって自動車のアイドリングは禁止されており、工事車両や施設完成後において関係車両及び利用者に対し、その旨を周知されたい。
- ・ 光害対策ガイドライン(令和3年3月改訂環境省)の設定指針値(P19~21)を参考に、施設に設置される広告塔照明(ネオンサインを含む)、建物内照明の外部への漏れ、敷地内外灯(屋上階を含む)、駐車場外灯及び施設内を通行する車両の前照灯等の光が周辺住宅等に影響を及ぼさないよう配慮されたい。

<建設管理課>

- ・ 南側退店口からは中央環状線南行きにしかアクセスできないため、場内で退店経路を掲示し、混乱を招かないよう注意すること。

<交通政策課>

- ・ 東側出口について、右折退場は交差点内への流入となり危険であるため左折退場を徹底させること。
- ・ 南側出入口前の道路は、西行きの一方通行であるため、必ず右折退場をさせること(左折退場による逆行が考えられる)。

<公園緑地課>

- ・ 店舗東側(市道沢良宜浜一丁目高浜線)市との官民境界箇所に縁石を設置すること。

づく変更手続きを行います。

また、新たに設置する施設・機械類(空調機・送風機・洗車機等を含む)が公害関係法令、大阪府生活環境の保全等に関する条例に該当する場合は、環境政策課と協議の上、事前に届出を行います。

- ・ 来客車両、商品搬入車両及び荷さばき等による騒音、作業場やゴミ置き場から発生する臭気が周辺環境に影響を及ぼさないように配慮します。
- ・ 工事車両や施設完成後において、関係車両及び利用者に対し、アイドリングストップを周知します。
- ・ 周辺に住宅はございませんが、光害対策ガイドラインの設定指針値を参考に、施設に設置される広告塔照明、建物内照明の外部への漏れ、敷地内外灯、駐車場外灯及び施設内を通行する車両の前照灯等の光が周辺に影響を及ぼさないよう配慮します。

<建設管理課>

- ・ 各方面別の出口方向を掲示するとともに、退店時は従業員による誘導を行います。

<交通政策課>

- ・ 東側出口について、右折退場は交差点内への流入となり危険であるため左折退場を徹底します。
- ・ 各方面別の出口方向を掲示するとともに、退店時は従業員による誘導を行います。

<公園緑地課>

- ・ 店舗東側(市道沢良宜浜一丁目高浜線)市との官民境界箇所に縁石を設置します。